

令和6年度第2回川口市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

資料 3

(仮称) 川口市子ども計画の骨子案について

(仮称) 川口市子ども計画の骨子(案)の構成について

こども大綱の「こども施策に関する重要事項」を踏まえて、必要な施策を位置付けた体系案とします。なお、現計画との関連性は施策番号で整合を図っています。

基本目標(案)		施策	具体的事業(案)	現計画 施策番号等
1 すべての こどもの 幸せにつ ながる支 援を行いま す こども大綱： ライフステー ジ別取組	妊娠前か ら幼児期 まで	(1) 切れ目のない母子の保健・医療の確保	・こども家庭センター ・母子健康手帳等交付 ・妊婦健康診査・新生児聴覚スク リーニング検査・産婦健康診査	2-(1)-①
		(2) 親子の居場所や相談支援の充実	・妊産婦・新生児訪問事業 ・産後ケア事業	1-(2)-① 1-(2)-②
		(3) 教育・保育の充実	・教育・保育施設の提供体制の確保 ・子どものショートステイ事業 ・子どものトワイライトステイ事業 ・保育士研修	1-(1)-① 1-(1)-②
	学童期・ 思春期	(1) 教育環境の充実	・確かな学力と自立する力の育成を 図る義務教育の充実【施策1(2)】	川口市教育 振興基本計 画
		(2) 豊かな心と体づくり	・豊かな心と健やかな体の育成を図 る義務教育の充実【施策1(3)】	
		(3) 安心して学ぶことので きる環境づくり	・質の高い学校教育を推進するた めの環境の充実【施策3(1)】	
	青年期	(1) 若者の修学・就職支援	・奨学資金貸付制度 ・若者への就職支援の強化 ・ひきこもりの相談支援	既存事業の 調査、新規 事業検討
		(2) 結婚・妊娠・出産等を希 望する若者への支援	・結婚新生活支援事業	
2 子育て・子育てを支援 します こども大綱： ライフステージに共通した 取組		(1) 子ども・若者の権利 の保障	・子どもの権利についての周知・啓発 ・子どもの意見表明の機会の確保	
		(2) 特色をいかした多様な 居場所の確保	・放課後児童クラブ ・放課後子供教室 ・鳩ヶ谷こども館事業 ・アドベンチャープレイ事業	2-(2)-①
		(3) 子どもの貧困対策の 推進	・子どもの生活・学習支援事業 ・スクールソーシャルワーカーの配置 ・スクールカウンセラーの配置	川口市子ど もの貧困対 策計画
		(4) 障害のある子ども・若 者の支援の充実	・障害者手帳の交付 ・福祉手当(市の制度) ・障害児(者)生活サポート事業	3-(2)-③
		(5) 児童虐待の未然防止、 早期発見、支援	・こども家庭センター ・要保護児童対策地域協議会 ・児童虐待防止に関する周知・啓発	3-(1)-②
		(6) 子ども・若者の健やか に過ごせる体制づくり	・若者の相談支援 ・不登校、引きこもり等の青少年・ 若者への自立支援等 ・ヤングケアラー相談専用ダイヤル ・プレコンセプションケアの啓発	既存事業の 調査、新規 事業検討
		(7) 安心して外出できる環 境の整備	・青少年問題の対策、児童生徒の安 全確保、交通安全の啓発、防犯体 制の充実	
3 保護者が安心して子育て ができる環境を確保 します こども大綱： 子育て当事者への支援の 取組		(1) 妊娠から出産、子育て の経済的負担の軽減	・赤ちゃんにっこり応援事業 ・子ども医療費支給事業 ・訪問型病児・病後児保育利用助成金	1-(2)-③
		(2) 地域における子育て支 援の充実	・地域子育て支援拠点事業 ・パパ・ママ応援ショップ事業	1-(2)-② 3-(1)-①
		(3) ワーク・ライフ・バラ ンスの促進	・女性が安心して働くことのできる 就業環境の整備【課題Ⅱ3(2)】 ・家庭生活における男女共同参画の促進 【課題Ⅱ4(4)】	川口市男女 共同参画計 画
		(4) ひとり親家庭への支援	・母子父子寡婦福祉資金貸付事業 ・母子・父子自立支援員	3-(2)-①
		(5) 子育て情報提供の充実	・子育て支援情報の提供	1-(2)-②

(仮称)川口市子ども計画 方向性シート

基本目標 1 「すべてのこどもの幸せにつながる支援を行います」についての方向性

①妊娠前から幼児期まで

国の方針及び 社会動向	【こども大綱】 ○妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保 ・不妊症や不育症、出生前検査など妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化を図る。 ・周産期医療の集約化・重点化を推進し、地域の周産期医療体制を確保する。 ・産後ケア事業の提供体制の確保や養育者のメンタルヘルスに係る取組を進めるなど、産前産後の支援の充実と体制強化を行う。 ・こども家庭センターにおいて、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制を構築する。 ・予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等が必要な支援を受けられるよう、乳児院や母子生活支援施設、NPOなどの民間団体とも連携しながら、取組を進める。 ・乳幼児の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防の観点から、新生児マススクリーニング等を推進する。 ・悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげ、児童虐待の予防や早期発見にも資するよう、乳幼児健診等を推進する。 ○こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実 ・待機児童対策とともに、特に3歳未満児の子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、認定こども園、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点など地域の身近な場を通じた支援を充実する。 ・幼稚園、保育所、認定こども園のいずれにも通っていないこどもの状況を把握し、必要な教育・保育、子育て支援サービス等の環境整備を進め、利用につなげていく。病児保育の充実を図る。 ・障害のあるこどもや医療的ケア児、外国籍のこどもをはじめ様々な文化を背景にもつこどもなど特別な配慮を必要とするこどもを含め、一人一人のこどもの健やかな成長を支えていく。 ・地域や家庭の環境にかかわらず、全てのこどもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、学びの連続性を踏まえ、幼保小の関係者が連携し、こどもの発達にとって重要な遊びを通じた質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善を図る。 ・保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減、職員配置基準の改善を進める。
----------------	--

現行計画の方向性	子どもと子育て家庭にやさしい社会の形成が進んでいます。その一方、共働き家庭や様々な問題を抱えた家庭だけでなく、子育て中に生じる不安感・負担感を持った、すべての家庭に対する支援の必要性がますます高まっています。 次の5年間では、「より楽しい子育て」、「より安心できる子育て」を目指して、市民、事業者、民間団体、教育関係者等、地域の力を総動員し、質の高い保育を適切に提供するとともに、保護者が地域とつながりながら子育てのできる環境づくりをさらに進めます。 子どもは自ら“育つ力”を持っています。心身ともに健やかに成長しようとする、子どもの主体的な「子育て」を応援する環境が重要になります。 次の5年間では、出産前から子どもと保護者の健康を継続的に支える体制を強化します。 さらに、地域組織、ボランティア、NPO・民間団体、学校と協力して、子どもの成長段階に応じた居場所づくりの拡充を図ります。また、外国籍の子どもが日本人と同じく成長できるよう、日本語学習に対する支援を図ります。 (掲載事業) ・出産・子育て応援事業 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・利用者支援事業 ・教育・保育施設の提供体制の確保 ほか
----------	--

	調査結果項目	問番号
アンケート 調査結果	母親の現在の働く状況について、「フルタイムで働いていて産休、育休、介護休業中ではない」が28.7%と最も高く、次いで「以前は働いていたが、今は働いていない」が23.7%、「パート、アルバイトなどで働いていて産休、育休、介護休業中ではない」が18.2%となっています。平成30年度調査と比較すると、「フルタイムで働いていて産休、育休、介護休業中ではない」「フルタイムで働いていて産休、育休、介護休業中である」の割合が増加しています。	(ニーズ調査) 【未就学保護者】 問16
	幼稚園や保育所の利用状況については、「利用している」と答えた方が69.1%、「利用していない」が30.9%となっています。平成30年度調査と比較すると、「利用している」が増加しています。	(ニーズ調査) 【未就学保護者】 問19

	「認可保育所」の割合が 50.1%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が 25.4%となっています。平成 30 年度調査と比較すると、「認可保育所」の割合が増加しています。一方、「幼稚園」の割合が減少しています。	(ニーズ調査) 【未就学保護者】 問 19-1
	「こども誰でも通園制度(仮称)」が実施された場合、利用したいと思うかについて、68.0%が「はい」と答えました。	(ニーズ調査) 【未就学保護者】 問 19-8
	こども誰でも通園制度(仮称)を利用する場合、1 日(5 時間程度)あたりの利用料金として、支払うことができる料金については、「2,500 円程度」が 62.2%と最も高く、「3,000 円程度」が 24.1%となっています。	(ニーズ調査) 【未就学保護者】 問 19-8
	子育てをする中で、有効な支援、対策について、「妊娠、出産、乳幼児健診などの母子保健対策を充実する」が 13.0%。	(ニーズ調査) 【未就学保護者】 問 36

基本目標１「すべてのこどもの幸せにつながる支援を行います」についての方向性

②学童期・思春期

国の方針及び 社会動向	【こども大綱】 ○こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ・学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実を一体的に推進する。 ・インクルーシブ教育システムを推進し、特別支援教育の充実を図る。 ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に進める。 ・部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた地域のスポーツ・文化芸術環境を整備する。 ・規範意識、思いやりの心を育てるため、道徳教育や情報モラル教育を推進する。 ・こども・若者の健康の保持増進を担う養護教諭の支援体制の推進や、健康診断等の保健管理や薬物乱用防止教育など、学校保健を推進する。 ・学校給食の普及・充実や栄養教諭を中核とした、家庭、学校、地域等が連携した食育の取組を推進する。 【改正児童福祉法】※一部抜粋 ○子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充 ・こども家庭センターの設置や身近な子育て支援の場における相談機関の整備 ・訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等事業 ・児童発達支援センターの役割の明確化や、障害種別にかかわらない障害児の支援
------------------------	---

現行計画の方向性	川口市教育振興基本計画 (１) 教育環境の充実 ・確かな学力と自立する力の育成を図る義務教育の充実【施策１(２)】 (２) 豊かな心と体づくり ・豊かな心と健やかな体の育成を図る義務教育の充実【施策１(３)】 (３) 安心して学ぶことのできる環境づくり ・質の高い学校教育を推進するための環境の充実【施策３(１)】
-----------------	---

	調査結果項目	問番号
アンケート調査 結果	子育てをする中で、有効な支援、対策について、小学生保護者では「質の高い教育を受けられる環境を整備する」が 26.6%と高くなっており、中学生保護者で 35.2%と最も高くなっています。	(ニーズ調査) 【小学生保護者】 問 37 【中学生保護者】 問 21
	学校に行く日の睡眠時間について、小学生本人への調査では、「８時間以上」が 51.1%と最も高く、次いで「７時間以上８時間未満」が 37.4%となっています。平成 30 年度調査と比較すると、「７時間以上８時間未満」が増加しています。中学生本人への調査では、「７時間以上８時間未満」が 44.9%と最も高く、次いで「６時間以上７時間未満」が 28.6%、「６時間未満」が 13.2%となっています。平成 30 年度調査と比較すると、「７時間以上８時間未満」が増加し、「６時間以上７時間未満」が減少しています。	(生活実態調査) 【小学生本人】 問 5 【中学生本人】 問 5
	週にどのくらい朝食を食べているかについて、小学生本人への調査では、「毎日食べる」が 84.5%と最も高くなっています。中学生本人への調査では、「毎日食べる」が 81.1%と最も高くなっています。	(生活実態調査) 【小学生本人】 問 8 【中学生本人】 問 8

基本目標 1 「すべてのこどもの幸せにつながる支援を行います」についての方向性

③青年期

国の方針及び 社会動向	【こども大綱】 ○高等教育の修学支援、高等教育の充実 ・高等教育段階の修学支援を実施する。 ・大学等において教育内容・方法の改善を進める。 ・在学段階から職業意識の形成支援を行うとともに、学生のキャリア形成支援やライフプランニング教育を推進する。 ・大学等における学生の自殺対策などの取組や、障害のある学生への支援を推進する。 ・大学等における生涯学習の取組を促す。 ○就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組 ・就職活動段階においては、マッチングの向上等を図ることで、不本意な早期離職を抑制しながら、キャリアの早い段階から新規学卒就職者等が集中的に職業経験を積んで、その後のキャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができるよう支援を行う。 ・離職する若者の早期の再就職のための、キャリア自律に向けた支援を行う。また、ハローワークや地域若者サポートステーション等による若者への就職支援に取り組む。 ・地方創生に向けた取組を促進する。特に、国内投資の拡大を含め、持続的に若い世代の所得が向上し、将来に希望を感じられるような魅力的な仕事を創っていくための取組を支援していく。 ○結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援 ・出会いの機会・場の創出支援について、効果の高い取組を推進し、より広域での展開、官民連携、伴走型の支援を充実させる。 ・結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援を推進する。
----------------	--

現行計画の方向性	—
----------	---

アンケート調査 結果	調査結果項目	問番号
	将来結婚したいと思うかについて、「思う」が小学生では 47.6%、中学生では 53.0%、高校生では 66.3%となっており、「わからない」が小学生では 30.3%、中学生では 28.9%、高校生では 17.7%となっています。また、「思わない」が小学生では 16.7%、中学生では 13.9%、高校生では 14.1%となっています。	(意識調査) 【小学生】 問 23 【中学生】 問 23 【高校生】 問 23
	いつかは結婚したいと思っている若者が 68.1%、そう思わない若者が 22.7%となっています。	(意識調査) 【若者】 問 13
	結婚に対する不安としては、経済的な面が 60.8%と最も高く、次に理想の相手に出会えるかが 54.1%、自分の自由な時間が持てるかが 36.4%となっています。	(意識調査) 【若者】 問 13-1
	結婚したくないと考える理由としては、自分の自由な時間が持てないからが 55.9%で最も高く、次に家族を持つ責任が重いからが 46.9%、経済的な面が 36.9%となっています。	(意識調査) 【若者】 問 13-2
	将来の夢やなりたい職業（仕事）の有無について、「ある」が 48.5%と最も高く、次いで「わからない」が 26.7%、「ない」が 22.8%となっています。	(意識調査) 【高校生】 問 3

基本目標2「子育て・子育てを支援します」についての方向性

(1) 子ども・若者の権利の保障

国の方針及び 社会動向	【こども大綱】 ○国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進 ・こども・若者の意見を政策に反映させるための取組（『こども若者★いけんぷらす』）を推進し、各府省庁が設定したテーマに加え、こども・若者が選んだテーマについても、こども・若者の意見の政策への反映を進める。その際、テーマに関する事前の情報提供や意見の反映状況に関するフィードバックを重視するとともに、寄せられた意見について匿名化等の個人情報の適切な保護を行った上で集約・分析する体制を構築する。 ・若者が主体となって活動する団体からの意見聴取に関する取組を行う。 ・各府省庁の各種審議会、懇談会等の委員に、こどもや若者を一定割合以上登用するよう取り組む。各種審議会、懇談会等におけるこども・若者委員割合を「見える化」する。 ・各府省庁の職員が、こどもや若者の社会参画・意見反映について適切に理解し効果的に取り組むことができるよう、ガイドラインを作成し、周知を図る。 ○地方公共団体等における取組促進 こどもや若者にとってより身近な施策を行う地方公共団体において、様々な機会を捉え、こども・若者の社会参画の促進、意見を聴く取組が着実に行われるよう、上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供を行う。 ・こどもに関わるルール等の制定や見直しの過程にこども自身が関与することは、こどもの意見表明権を保障し、当事者の視点からルールを見直し改善する契機にもなるとともに、身近な課題を自分たちで解決する経験となるなど、教育的な意義があることから、学校や教育委員会等の先導的な取組事例について周知する。 ○社会参画や意見表明の機会の充実 ・こどもや若者が自由に意見を表明しやすい、環境整備と気運の醸成に取り組む。また、こどもや若者の健やかな育ちに関わるおとなのほか、広く社会に対しても、こども・若者の意見を表明する権利について周知啓発する。 ・こどもや若者が理解しやすくアクセスしやすい多様な方法で、こども施策に関する十分な情報提供を行う。 ・こどもや若者の、その年齢や発達の程度に応じて、自らの権利について知る機会の創出に向けて取り組む。 ○多様な声を施策に反映させる工夫 ・全てのこども・若者が自らの意見を持ち、それを表明することができるという認識の下、安心して意見を表明し、その意見が施策に反映されるよう、意見聴取に係る多様な手法を検討するとともに、十分な配慮や工夫をする。 ○社会参画・意見反映を支える人材の育成 ・こどもや若者が意見を言いやすい環境をつくるため、安全・安心な場をつくり意見を言いやすくなるように引き出すファシリテーターを積極的に活用できるよう、人材確保や養成等のための取組を行う。 ○若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備 ・様々な社会課題の解決に自ら声を上げて取り組む若者団体や、地域においてこどもや若者が主体となって活動しているこども会議、若者会議、ユースカウンスルなどの活動がより充実するよう、連携を強化するとともに、好事例の展開等を進める。若者団体等の主体的な活動を促進するための取組の在り方について検討する。 ・地域にある多様な居場所、社会教育施設、こどもの意見表明支援や、こどもの社会参画機会の提供を行う民間団体との連携を強化する。 ○こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究 ・こどもや若者の社会参画や、意見反映に関する調査研究を推進する。 ・こども・若者の社会参画、意見反映のプロセスやその結果に係る評価について、仕組みの構築に向けて取り組む。
現行計画の方向性	—

アンケート調査 結果	調査結果項目	問番号
	子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）を「知っている」が21.3%、「知らない」が74.6%となっています。	(意識調査) 【小学生】 問 20
	子どもの権利の中で特に大切だと思うことについて、「障がいのある子どもが差別されないこと」が47.3%と最も高く、次いで「暴力や言葉で傷つけられないこと」が44.0%、「人種や性別、宗教などで差別されないこと」が42.2%となっています。	(意識調査) 【小学生】 問 21
	子どもの権利が十分に守られていると思いますかについて、「やや思う」が36.7%と最も高く、次いで「思う」が31.4%、「わからない」が17.4%となっています。	(意識調査) 【小学生】 問 22
	子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）を「知っている」が15.9%、「知らない」が81.3%となっています。	(意識調査) 【中学生】 問 20
	子どもの権利の中で特に大切だと思うことについて、「障がいのある子どもが差別されないこと」が43.5%と最も高く、次いで「暴力や言葉で傷つけられないこと」が41.1%、「人種や性別、宗教などで差別されないこと」が37.2%となっています。	(意識調査) 【中学生】 問 21
	子どもの権利が十分に守られていると思いますかについて、「やや思う」が39.6%と最も高く、次いで「思う」が23.7%、「わからない」が14.9%となっています。	(意識調査) 【中学生】 問 22
	子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）を「知っている」が68.7%、「知らない」が28.4%となっています。	(意識調査) 【高校生】 問 20
	子どもの権利の中で特に大切だと思うことについて「暴力や言葉で傷つけられないこと」が49.0%と最も高く、次いで「人種や性別、宗教などで差別されないこと」が36.9%、「自分の考えを自由に言えること」が36.7%となっています。	(意識調査) 【高校生】 問 21
	あなたは、子どもの権利が十分に守られていると思いますかについて、「やや思う」が46.4%と最も高く、次いで「思う」が27.7%、「やや思わない」が11.7%となっています。	(意識調査) 【高校生】 問 22

基本目標2「子育て・子育てを支援します」についての方向性

(2) 特色をいかした多様な居場所の確保

国の方針及び 社会動向	【こども大綱】 ○居場所づくり ・放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの受け皿整備を着実に進め、放課後児童クラブの安定的な運営を確保し、待機児童の早期解消を図る。 ・学校施設の利用促進の観点も含め首長部局・教育委員会等の連携を促進する等の放課後児童対策に取り組む。
----------------	---

現行計画の方向性	子どもは自ら“育つ力”を持っています。心身ともに健やかに成長しようとする、子どもの主体的な「子育て」を応援する環境が重要になります。 次の5年間では、出産前から子どもと保護者の健康を継続的に支える体制を強化します。 さらに、地域組織、ボランティア、NPO・民間団体、学校と協力して、子どもの成長段階に応じた居場所づくりの拡充を図ります。また、外国籍の子どもが日本人と同じく成長できるよう、日本語学習に対する支援を図ります。 (掲載事業) ・放課後児童クラブ ・放課後子供教室 ・児童センター事業 ・アドベンチャープレイ事業 - ほか
----------	--

	調査結果項目	問番号
アンケート調査 結果	子どもが小学校に入ったら、放課後の時間を過ごさせたい場所について、未就学保護者に調査したところ、低学年では「放課後児童クラブ」を選ぶ方が53.0%と最も多く、次に「自宅」が47.0%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が39.3%となっています。平成30年度調査と比較すると、「放課後児童クラブ」の利用が増えています。一方で、「自宅」「祖父母宅や友人、知人宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の利用は減っています。高学年では、「自宅」を選ぶ方が48.1%と最も多く、次に「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が39.3%、「放課後児童クラブ」が30.1%となっています。平成30年度調査と比較すると、「自宅」「放課後児童クラブ」の利用が増えています。一方、「祖父母宅や友人、知人宅」の利用は減っています。 また、小学生保護者に、子どもが小学校低学年（1～3年生）のときに、放課後（平日の小学校終了後）の時間を過ごさせたい場所について調査したところ、「自宅」が55.2%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が47.3%、「放課後児童クラブ」の割合が38.6%となっています。平成30年度調査と比較すると、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が減少しています。 小学校高学年（4～6年生）のときに過ごさせたい場所については、「自宅」が74.3%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が61.9%、「祖父母宅や友人、知人宅」が13.3%となっています。平成30年度調査と比較すると、「自宅」が増加しています。	(ニーズ調査) 【未就学保護者】 問30 【小学生保護者】 問25 【小学生保護者】 問26
	母親の現在の働く状況について、「フルタイムで働いていて産休、育休、介護休業中ではない」が62.1%と最も高く、次いで「パート、アルバイトなどで働いていて産休、育休、介護休業中ではない」が17.6%となっています。 平成30年度調査と比較すると、「フルタイムで働いていて産休、育休、介護休業中ではない」「パート、アルバイトなどで働いていて産休、育休、介護休業中である」の割合が増加しています。一方、「パート、アルバイトなどで働いていて産休、育休、介護休業中ではない」「以前は働いていたが、今は働いていない」の割合が減少しています。	(ニーズ調査) 【小学生保護者】 問17

基本目標2「子育て・子育てを支援します」についての方向性

(3) 子どもの貧困対策の推進

国の方針及び 社会動向	【こども大綱】 ○こどもの貧困対策 ・ 家庭の経済状況が理由で学校生活が制約されたり進路が狭まったりすることのないよう教育の支援、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を図る。 ・ 貧困の状況にあるこども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくりなど、生活の安定に資するための支援を進める。 ・ 保護者の状況に合ったきめ細かな就労支援を進めていく。 ・ 様々な支援を組み合わせることで経済的支援の効果を高める。
----------------	---

現行計画の方向性	川口市子どもの貧困対策計画〔現計画施策番号等 第6章〕 (掲載事業) ・ 子どもの生活・学習支援事業 ・ 就学援助 ・ 自立相談支援事業による就労支援 ・ スクールソーシャルワーカーの配置 ほか
----------	--

アンケート調査 結果	調査結果項目	問番号
	ご家庭の現在の暮らしの状況について、未就学保護者、小学生保護者、中学生保護者に調査したところ、いずれも「普通」と感じている方が最も多く、次に「やや苦しい」、その次に、未就学保護者では「ややゆとりがある」、小学生保護者、中学生保護者では「大変苦しい」の順に多くなっています。	(ニーズ調査) 【未就学保護者】 問 10 【小学生保護者】 問 10 (生活実態調査) 【中学生保護者】 問 10
	習い事（音楽・スポーツ・習字など）に通わせることについて、生活困難層において金銭的な理由で通わせることができない割合が高くなっています。	(生活実態調査) 【小学生保護者】 問 16
	川口市が取り組む青少年や若者の政策について、「経済的な困難を抱えている家庭を支援する」が42.2%と最も高く、次いで「放課後などに気軽に行ける安全な居場所を提供する」が27.6%、「いじめや虐待などの悩みを相談できる窓口を充実させ、支援する」が25.3%となっています。	(意識調査) 【若者】 問 34

基本目標2「子育て・子育てを支援します」についての方向性

(4) 障害のある子ども・若者の支援の充実

国の方針及び 社会動向	【こども大綱】 ○障害児支援・医療的ケア児等への支援 ・地域における障害児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進する。 ・医療的ケア児、聴覚障害児など専門的支援が必要なこどもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化する。 ・インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層進める。
現行計画の方向性	温かな眼差しの広がる生活環境は、子どもと子育て家庭にとって暮らしの大きな安心感につながります。 次の5年間では、多くの市民や企業の協力の下、地域全体で子育てを応援する機運を高めていくとともに、子どもの重大な権利侵害である児童虐待への対応強化に向け、子ども家庭総合支援拠点の整備を進めます。 家庭の状況や障害の有無等に関わらず、子どもの「社会を生き抜く力」を育む環境づくりに向けて学習環境の保障と体験活動の機会を拡充するとともに、子どもの発達を支える連携拠点・情報発信の機能強化を図ります。 (掲載事業) ・障害者手帳の交付 ・福祉手当（市の制度） ・障害児（者）生活サポート事業 ほか
関連計画	●川口市障害者福祉計画（令和6年度～令和11年度） 基本目標4 障害児とその家庭への支援の充実 障害の原因となる疾病等の予防と早期発見に努め、適切な療育につなげる支援体制を充実していく必要があります。また、多様な障害のある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し、適切な発達支援の提供につなげられるよう、児童発達支援センターが、地域における障害児支援の中核的な役割を担うことで療育相談機能の充実を進めていきます。 さらに、重症心身障害児や医療的ケア児と、その家庭への支援を充実するとともに、保育所、放課後児童クラブにおける障害児の受け入れを拡充、保育・発達相談、専門家による巡回指導、研修等を通じて保育内容の充実を進めていきます。また、障害の特性や程度に応じて、一人ひとりの個性を伸ばし、持てる力を最大限に発揮できるよう、特別支援教育と就学相談の充実を進めていきます。 ○早期発見・早期療育 ・乳幼児健診等を活用した早期発見 ○発達相談支援 ・発達に係る相談体制の充実 ・発達障害児支援に係る人材育成 ○障害児保育と療育体制の充実 ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）と放課後子供教室の推進 ・インクルーシブ保育の推進 ・障害児サービス基盤の充実 ・医療的ケア児支援の充実 ・重症心身障害児を受け入れる事業所の拡充 ・障害児（者）生活サポート事業 ・わかゆり学園の児童発達支援センター及び保育所等訪問支援の充実 ・障害児を抱える保護者への支援 ・地域生活支援拠点等の充実 ・重層的支援体制整備事業の本格実施 ○特別支援教育の推進

基本目標2「子育て・子育てを支援します」についての方向性

(5) 児童虐待の未然防止、早期発見、支援

国の方針及び社会動向	【こども大綱】 ○児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 ・こども家庭センターが、地域の保育所、学校等や民間団体を含め、要保護児童対策地域協議会などの地域のネットワークと一体となって継続的に支え、虐待予防の取組を強化する。 ・孤立した環境の中で予期せぬ妊娠に悩む若年女性等に対する相談・日常生活の支援や関係機関との調整等の支援の強化に取り組む。 ・ヤングケアラーに対して、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、必要な支援につなげていく。
------------	--

現行計画の方向性	温かな眼差しの広がる生活環境は、子どもと子育て家庭にとって暮らしの大きな安心感につながります。 次の5年間では、多くの市民や企業の協力の下、地域全体で子育てを応援する機運を高めていくとともに、子どもの重大な権利侵害である児童虐待への対応強化に向け、子ども家庭総合支援拠点の整備を進めます。 家庭の状況や障害の有無等に関わらず、子どもの「社会を生き抜く力」を育む環境づくりに向けて学習環境の保障と体験活動の機会を拡充するとともに、子どもの発達を支える連携拠点・情報発信の機能強化を図ります。 (掲載事業) ・要保護児童対策地域協議会 ・児童虐待防止に関する周知・啓発 ほか
----------	--

	調査結果項目	問番号
アンケート調査結果	「児童虐待」にあたることについて、『1. 子どもがしてはいけない行動をとったので、外に長時間放置する』で「どんな場合も児童虐待にあたる」の割合が、『6. 子どもがいたずらをしたので、叩いて注意する』で「児童虐待の場合とそうでない場合がある」の割合が高くなっています。	(ニーズ調査) 【未就学保護者】 問 37
	児童虐待の認知度について、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した人は、速やかに通告する義務があること」が75.6%と最も高く、次いで「通告は匿名でもできること」の割合が52.7%、「虐待に関する相談窓口」が37.4%となっています。平成30年度調査と比較すると、「通告は匿名でもできること」の割合が増加しています。	(ニーズ調査) 【未就学保護者】 問 38
	「児童虐待」にあたることについて、『子どもがしてはいけない行動をとったので、外に長時間放置する』で「どんな場合も児童虐待にあたる」の割合が、『子どもがいたずらをしたので、叩いて注意する』で「児童虐待の場合とそうでない場合がある」の割合が高くなっています。	(ニーズ調査) 【小学生保護者】 問 38
	児童虐待の認知度について、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した人は、速やかに通告する義務があること」が76.4%と最も高く、次いで「通告は匿名でもできること」が56.0%、「虐待に関する相談窓口」が37.5%となっています。	(ニーズ調査) 【小学生保護者】 問 39
	「児童虐待」にあたることについて、『6. 子どもがいたずらをしたので、叩いて注意する』で「児童虐待の場合とそうでない場合がある」の割合が高くなっています。	(ニーズ調査) 【中学生保護者】 問 22
	児童虐待の認知度について、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した人は、速やかに通告する義務があること」が81.2%と最も高く、次いで「通告は匿名でもできること」が55.2%、「虐待に関する相談窓口」が32.2%となっています。	(ニーズ調査) 【中学生保護者】 問 23

基本目標2「子育て・子育てを支援します」についての方向性

(6) 子ども・若者の健やかに過ごせる体制づくり

国の方針及び 社会動向	【こども大綱】 ○悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実 ・子ども・若者総合相談センターなど、ニートやひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者や、その家族に対する相談体制の充実を図る。 ・こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報等について、学生を含む若者に周知する。 ・悩みや不安を抱える友達を相談支援やサポートにつなげることができるよう、情報等を周知する。 ○不登校のこどもへの支援 ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門家にいつでも相談できる環境の整備、ICT等を活用した学習支援、NPOやフリースクール等との連携など、不登校のこどもへの支援体制を整備し、アウトリーチを強化する。 ○こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 ・誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、こども・若者への自殺対策を強力する。 ・こどもが主体的にインターネットを利用できる能力習得の支援や情報リテラシーの習得支援、フィルタリングなど、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組む。 ○ヤングケアラーへの支援 ・ヤングケアラーに対して、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、必要な支援につなげていく。 ○こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 （プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研究や相談支援等） ・不妊、予期せぬ妊娠や基礎疾患を持つ方の妊娠、性感染症等への適切な相談支援や、妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援を行うため、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組を推進するとともに、家庭生活に困難を抱える特定妊婦等を含む当事者が必要としている支援に確実につながることができるよう、切れ目のない支援体制を構築する。
------------------------	---

現行計画の方向性	—
-----------------	----------

	調査結果項目	問番号
アンケート調査 結果	川口市が取り組む青少年や若者の政策について、「経済的な困難を抱えている家庭を支援する」が42.2%と最も高く、次いで「放課後などに気軽に行ける安全な居場所を提供する」が27.6%、「いじめや虐待などの悩みを相談できる窓口を充実させ、支援する」が25.3%となっています。	(意識調査) 【若者】 問 34
	現在困っていることや悩んでいることについて、「将来のこと」が59.2%と最も高く、次いで「仕事のこと」が39.2%、「生活費のこと」が36.2%となっています。	(意識調査) 【若者】 問 18
	何でも話せる相手や、悩んでいるときに相談に乗ってくれる人について、「母親」が63.8%と最も高く、次いで「学校時代の友達」が29.6%、「父親」が29.0%となっています。	(意識調査) 【若者】 問 19
	相談しない・相談できない理由について、「相談しても解決しないと思うから」の割合が39.5%と最も高く、次いで「相談相手がいないから」の割合が35.5%、「迷惑をかけてしまいそうで申し訳ないから」、「自分で解決しようと思うから」の割合が34.2%となっています。	(意識調査) 【若者】 問 19-1

基本目標2「子育て・子育てを支援します」についての方向性

(7) 安心して外出できる環境の整備

国の方針及び 社会動向	【こども大綱】 ○犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備 ・こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全てのこどもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、有害環境対策、防犯・交通安全対策、製品事故防止、防災対策等を進める。 ・こども・若者が、犯罪、事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達の程度に応じて、体系的な安全教育を推進する。こどもの安全に関する保護者に対する周知啓発を進める。
----------------	---

現行計画の方向性	—
----------	---

アンケート調査 結果	調査結果項目	問番号
	子育てをする中で、有効な支援、対策について、「子どもが安心して遊べる公園などの施設を整備する」が38.6%と最も高く、次いで「犯罪や事故から子どもを守る体制を整備する」が30.4%、「子育てしやすい労働環境に向けて企業への啓発を行う」が26.7%となっています。	(ニーズ調査) 【小学生保護者】 問 37
	子育てをする中で、有効な支援、対策について、「犯罪や事故から子どもを守る体制を整備する」が31.8%となっています。	(生活実態調査) 【中学生保護者】 問 21

基本目標3「保護者が安心して子育てができる環境を確保します」についての方向性

(1) 妊娠から出産、子育ての経済的負担の軽減

国の方針及び 社会動向	【こども大綱】 ○子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ・ 幼児教育・保育の無償化や高校等の授業料支援、高等教育段階の修学支援など、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を着実に実施する。 ・ 高等教育について、授業料等減免や奨学金制度の充実、授業料後払い制度（いわゆる日本版H E C S）の本格導入など、更なる支援拡充を検討し、必要な措置を講じる。 ・ 児童手当について、次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置づけを明確化し、拡充する。
----------------	---

現行計画の方向性	子どもと子育て家庭にやさしい社会の形成が進んでいます。その一方、共働き家庭や様々な問題を抱えた家庭だけでなく、子育て中に生じる不安感・負担感を持った、すべての家庭に対する支援の必要性がますます高まっています。 次の5年間では、「より楽しい子育て」、「より安心できる子育て」を目指して、市民、事業者、民間団体、教育関係者等、地域の力を総動員し、質の高い保育を適切に提供するとともに、保護者が地域とつながりながら子育てのできる環境づくりをさらに進めます。 (掲載事業) ・ 赤ちゃんにっこり応援事業 ・ 子ども医療費支給事業 ・ 訪問型病児・病後児保育利用助成金
----------	--

アンケート調査 結果	調査結果項目	問番号
	子どもや若者に対してどのような支援があるとよいかについて、「生活や就学のための経済的援助」が58.4%と最も高く、次いで「低い家賃で住める住宅（寮や下宿のようなところ）」が30.9%、「子どもを見守る地域のつながりや支え合い」24.7%となっています。	(意識調査) 【若者】 問27

基本目標3「保護者が安心して子育てができる環境を確保します」についての方向性

(2) 地域における子育て支援の充実

国の方針及び社会動向	【こども大綱】 ○地域子育て支援、家庭教育支援 ・地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全てのこどもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進する。 ・子育て当事者の気持ちを受け止め、寄り添いながら、オンラインも活用した相談やプッシュ型の情報提供を行う。 ・こどもとの親としての関わりの工夫や体罰等がこどもに与える悪影響等を親に伝えるなど、体罰によらない子育てに関する啓発を進める。 ・一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターに関する取組を推進する。 ・保護者が家庭においてこどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うため、保護者が学ぶことや、身近に相談相手がない状況にある保護者を切れ目なく支援することができるよう、訪問型を含めた家庭教育支援チームの普及を図るなど、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進する。
-------------------	--

現行計画の方向性	子どもと子育て家庭にやさしい社会の形成が進んでいます。その一方、共働き家庭や様々な問題を抱えた家庭だけでなく、子育て中に生じる不安感・負担感を持った、すべての家庭に対する支援の必要性がますます高まっています。 次の5年間では、「より楽しい子育て」、「より安心できる子育て」を目指して、市民、事業者、民間団体、教育関係者等、地域の力を総動員し、質の高い保育を適切に提供するとともに、保護者が地域とつながりながら子育てのできる環境づくりをさらに進めます。 温かな眼差しの広がる生活環境は、子どもと子育て家庭にとって暮らしの大きな安心感につながります。 次の5年間では、多くの市民や企業の協力の下、地域全体で子育てを応援する機運を高めていくとともに、子どもの重大な権利侵害である児童虐待への対応強化に向け、子ども家庭総合支援拠点の整備を進めます。 家庭の状況や障害の有無等に関わらず、子どもの「社会を生き抜く力」を育む環境づくりに向けて学習環境の保障と体験活動の機会を拡充するとともに、子どもの発達を支える連携拠点・情報発信の機能強化を図ります。 (掲載事業) ・地域子育て支援拠点事業 ・パパ・ママ応援ショップ事業 ほか
-----------------	---

	調査結果項目	問番号
アンケート調査結果	地域子育て支援拠点事業について、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思うかについて、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が44.2%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」が32.4%となっています。平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。	(ニーズ調査) 【未就学保護者】 問25

基本目標3「保護者が安心して子育てができる環境を確保します」についての方向性

(3) ワーク・ライフ・バランスの促進

国の方針及び 社会動向	【こども大綱】 ○共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 ・男性、女性ともに、希望どおり、気兼ねなく育児休業制度を使えるよう、組織のトップや管理職の意識を変え、仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めていく。 ・長時間労働の是正や働き方改革を進めるとともに、男性の家事・子育てへの参画の促進、企業の福利厚生の充実を図ることにより、女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できるような環境整備を進める。 ・男性の育児休業が当たり前になる社会の実現に向けて、官民一体となって取り組むこととし、制度面と給付面の両面からの対応を抜本的に強化する。 ・男性の家事・子育てへの参画の意識改革に加え、組織において就労環境や組織風土の根本的な見直しにより様々なケースに対応した実効性の高い取組の充実を図る。 【第5次男女共同参画基本計画】 ・働くことを希望する全ての人が、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく、働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、働き方改革関連法や育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）をはじめとする関連法の着実な施行や履行確保を行いつつ、長時間労働の削減や生産性の向上を推進する。また、ライフステージや個別の事情等に対応した多様で柔軟な働き方の実現を図る。
------------------------	---

現行計画の方向性	川口市男女共同参画計画 (3) ワーク・ライフ・バランスの促進 ・女性が安心して働くことのできる就業環境の整備【課題Ⅱ3(2)】 ・家庭生活における男女共同参画の促進【課題Ⅱ4(4)】
-----------------	---

	調査結果項目	問番号
アンケート調査 結果	育児休業の取得について、母親では、「育児休業を取得した」が 58.7%と最も高く、次いで「働いていなかった」が18.7%、「働いていなかった（妊娠、出産を機に退職した）」が 14.5%となっています。父親では、「取得していない」が 76.0%と最も高く、次いで「育児休業を取得した」が 17.8%となっています。平成 30 年度調査と比較すると、母親と父親のどちらも、「育児休業を取得した」が増加しています。また、母親では「働いていなかった（妊娠、出産を機に退職した）」「働いていなかった」が減少しています	(ニーズ調査) 【未就学保護者】 問 31
	育児休業を取得していない理由について、母親では、「職場に育児休業の制度がなかった」が 40.0%と最も高く、次いで「仕事が忙しかった」、「子育てや家事に専念するため退職した」が 10.6%となっています。平成 30 年度調査と比較すると、「職場に育児休業の制度がなかった」が増加しています。一方、「子育てや家事に専念するため退職した」「育児休業を取得しようという考え自体がなかった」が減少しています。 父親では、「仕事が忙しかった」が46.2%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が37.4%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が33.3%となっています。平成 30 年度調査と比較すると、「仕事が忙しかった」が増加しています。	(ニーズ調査) 【未就学保護者】 問 31

基本目標3「保護者が安心して子育てができる環境を確保します」についての方向性

(4) ひとり親家庭への支援

国の方針及び 社会動向	【こども大綱】 ○ひとり親家庭への支援 ・児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組む。こどもに届く生活・学習支援を進める。 ・多くのひとり親に対して、相談に来ることを待つことなくプッシュ型による相談支援を行うことや、様々な課題にワンストップで必要な支援につなげることができる相談支援体制を強化する。 ・こどもの最善の利益を考慮しながら、安全・安心な親子の交流を推進するとともに、養育費の履行確保のため、養育費に関する相談支援や取決めの促進について強化を図る。
------------------------	--

現行計画の方向性	温かな眼差しの広がる生活環境は、子どもと子育て家庭にとって暮らしの大きな安心感につながります。 次の5年間では、多くの市民や企業の協力の下、地域全体で子育てを応援する機運を高めていくとともに、子どもの重大な権利侵害である児童虐待への対応強化に向け、子ども家庭総合支援拠点の整備を進めます。 家庭の状況や障害の有無等に関わらず、子どもの「社会を生き抜く力」を育む環境づくりに向けて学習環境の保障と体験活動の機会を拡充するとともに、子どもの発達を支える連携拠点・情報発信の機能強化を図ります。 (4) ひとり親家庭への支援〔現計画施策番号等3-(2)〕 ・母子父子寡婦福祉資金貸付事業 ・母子・父子自立支援員 ほか
-----------------	--

アンケート調査 結果	調査結果項目		問番号
	配偶者、パートナーの有無について、「配偶者（パートナー）がいる」が95.5%、「配偶者（パートナー）はいない」が3.1%となっています。		(ニーズ調査) 【未就学保護者】 問6

基本目標3「保護者が安心して子育てができる環境を確保します」についての方向性

(5) 子育て情報提供の充実

国の方針及び 社会動向	○子育てに係る手続・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信 制度があっても現場で使いづらい・執行しづらいという状況にならないよう、「こども政策DX」を推進し、プッシュ型通知や、デジタル技術を活用した手続等の簡素化、データ連携、様々な手続をワンストップで行うことができる窓口の整備、申請書類・帳票類の簡素化・統一化などを通じ、子育て当事者等の利便性向上や子育て関連事業者・地方公共団体等の手続・事務負担の軽減を図る。 こども・若者や子育て当事者に必要な情報や支援が届くよう、必要な情報が分かりやすくまとまって確認できるような一覧性が確保された情報発信、若い世代にとってなじみやすいSNS等を活用したプッシュ型広報、制度や支援の利用について気軽に問い合わせができるオンラインでの支援など、情報発信や広報を改善・強化するとともに、手続等の簡素化等を通じた利便性の向上を図る。
----------------	---

現行計画の方向性	子どもと子育て家庭にやさしい社会の形成が進んでいます。その一方、共働き家庭や様々な問題を抱えた家庭だけでなく、子育て中に生じる不安感・負担感を持った、すべての家庭に対する支援の必要性がますます高まっています。 次の5年間では、「より楽しい子育て」、「より安心できる子育て」を目指して、市民、事業者、民間団体、教育関係者等、地域の力を総動員し、質の高い保育を適切に提供するとともに、保護者が地域とつながりながら子育てのできる環境づくりをさらに進めます。 (掲載事業) ・子育て支援情報の提供 ほか
----------	---

	調査結果項目	問番号
アンケート調査 結果	市の子どもに関する施策などの情報について A 現在の受け取り方法 「市の広報やパンフレット」が 52.3%と最も高く、次いで「利用している幼稚園、保育所、学校」が 50.6%、「川口市ホームページ」が 32.2%。 平成 30 年度調査と比較すると、「SNS」の割合が増加しています。	(ニーズ調査) 【未就学保護者】 問 39
	B 今後、受け取りたい方法 「利用している幼稚園、保育所、学校」が 50.7%と最も高く、次いで「SNS」が 37.3%、「市の広報やパンフレット」が 36.3%となっています。 平成 30 年度調査と比較すると、「SNS」の割合が増加しています。	(ニーズ調査) 【未就学保護者】 問 39
	市の子どもに関する施策などの情報について A 現在の受け取り方法 「市の広報やパンフレット」が 65.0%と最も高く、次いで「利用している幼稚園、保育所、学校」が 56.9%、「川口市ホームページ」が 30.3%。 平成 30 年度調査と比較すると、「SNS」の割合が増加しています。	(ニーズ調査) 【小学生保護者】 問 40
	B 今後、受け取りたい方法 「利用している幼稚園、保育所、学校」が 50.0%と最も高く、次いで「市の広報やパンフレット」が 43.5%、「SNS」が 31.9%。 平成 30 年度調査と比較すると、「SNS」の割合が増加しています。	(ニーズ調査) 【小学生保護者】 問 40

(仮称) 川口市子ども計画 目次構成案

項目	内容
第1章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の背景と目的	・子ども・子育て支援に関する社会動向、国の動向を記載 ・市の子ども・子育て支援に関する現状や計画策定の状況について記載 ・前期計画の計画が満了することから、見直しを行う旨を記載 ・「こども計画」として位置づけることを記載
2 計画の性格と位置づけ	・計画の法的な位置づけについて記載 ・総合計画や他の関連計画との整合について記載
3 計画の期間	・令和7年度を初年度とし、令和11年度を目標年度とする5年間
4 計画策定の経緯	・児童福祉専門分科会、(仮称)川口市子ども計画策定委員会、アンケート調査、パブリックコメントの実施を明記
第2章 川口市の子どもを取り巻く状況	
1 子ども・子育て家庭の現状	・子ども・子育てに関する統計データを整理し、掲載
2 ニーズ調査結果・子育ての現状	・アンケート調査、ワークショップから見える現状を整理し、主な結果を掲載
3 子育て支援施策の現状	・子ども・子育て支援事業計画における特定教育・保育事業、地域子育て支援事業の実績を整理し、掲載
4 「第2期 川口市子ども・子育て支援事業計画」の評価	・現行計画施策評価の結果を掲載
5 子ども・子育て支援にかかわる課題	・市の現状やニーズ調査結果を踏まえた次期計画の課題を記載
第3章 計画の基本的な考え方	
1 基本理念	・基本理念
2 基本目標（計画推進の視点）	・基本目標の考え方を記載
3 計画の体系	・基本目標、施策の方向性、施策を図で記載

項目	内容
第4章 総合的な施策の展開	
1 すべてのこどもの幸せにつながる支援を行います【ライフステージ別取組】 2 子育て・子育てを支援します【ライフステージに共通した取組】 3 保護者が安心して子育てができる環境を確保します【子育て当事者への支援の取組】	・ 具体的施策ごとの方向性、具体的施策を実現するための事業名、事業概要、今後の方向性を整理 別紙骨子案参照
第5章 量の見込みと提供体制	
1 教育・保育提供区域	・ 事業の提供区域の考え方、設定した区域数を整理
2 将来の子ども人口	・ 見込みの基となる人口推計結果を掲載
3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策	・ 教育・保育の見込量の設定と確保方策を掲載
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策	・ 地域子ども・子育て支援事業の見込量の設定と確保方策を掲載
第6章 計画の推進	
1 計画の点検・評価	・ 計画の点検・評価の考え方を記載（PDCAサイクル）
2 児童福祉専門分科会	・ 毎年、計画の進行管理体制について記載
3 地域や関係機関との連携	
4 国・県との連携	